

注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円として
います。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

該当なし。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
ア 建物……………15 年～ 50 年
イ 工作物……………15 年
ウ 物品……………3 年～ 15 年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
(ソフトウェアについては、当組合における見込利用期間（5 年）に基づく
定額法によっています。)

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合は資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときは修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更
変更なし

3. 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
該当なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更
該当なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
該当なし
- (4) 重大な災害等の発生
該当なし

4. 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
該当なし
- (2) 係争中の訴訟等
該当なし

5. 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- (2) 純資産変動計算書に係る事項
純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容
① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています

(3) 資金収支計算書に係る事項

① 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	3,870 百万円	3,870 百万円
繰越金に伴う差額	—	—
資金収支計算書	3,870 百万円	3,870 百万円

表示単位未満の金額を四捨五入しているため、その分だけ相違します。

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

<u>資金収支計算書の業務活動収支</u>	295 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	27 百万円
減価償却費	△222 百万円
退職手当引当金（増減額）	△32 百万円
賞与等引当金（増減額）	24 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	92 百万円